

# 第 1 章 調査の概要



# 第1章 調査の概要

## 1 調査の趣旨

近年、非正規労働者の割合は高くなっており、なかでも短時間労働者、いわゆるパートタイマーは、非正規労働者の約半数を占めている。

非正規労働については、本年4月から有期契約労働者の無期転換申込権の本格的な発生（いわゆる「無期転換ルール」）が見込まれるとともに、昨今では雇用形態に関わらない均等・均衡待遇の実現が大きな課題となっている。

更に、少子高齢化の進展により、今後生産年齢人口の減少が見込まれており、若者、女性、高齢者等の雇用の機会を拡大することが喫緊の課題となっている。こうした課題を解決する一つの方策として、パートタイマーの雇用条件や労働環境を整備することが求められている。

今回は、前回平成25年度調査との経年比較をするとともに、平成30年4月から本格的にスタートする労働契約法第18条に基づく無期転換権の行使、平成28年10月からの社会保険の適用拡大、平成29年度税制改正（配偶者控除・配偶者特別控除の見直し）など、その取り巻く情勢の変化が今後のパートタイム雇用にどのような影響を及ぼすかを調査し、今後のパートタイム労働者の処遇改善のための労働行政上の基礎資料とするものである。

## 2 調査の対象

以下を調査の対象とした。

(1) 事業所：都内の常用従業者規模30人以上の3,000事業所

(2) 従業員：事業所調査の結果から協力を得られた事業所の従業員1,533人

※調査対象事業所については、平成26年経済センサス基礎調査（41,529事業所）より無作為抽出した。なお、常用労働者規模が30人未満と回答した事業所については、本来の調査対象ではないため、集計対象とはしたが、分析の対象からは外した。

※調査対象従業員については、協力が得られた事業所に属する従業員を対象とした。

## 3 調査の方法

事業所及び従業員に対してそれぞれ以下を調査の手法とした。

(1) 事業所：調査票の郵送配布、郵送回収

(2) 従業員：事業所を通じて調査票を配布し、その後、郵送にて直接回収

## 4 調査の期間

事業所及び従業員本人に対してそれぞれ以下の期間で実態調査を実施した。

(1) 事業所：平成29年9月14日に郵送し、同年10月15日を返信投函締切りとした。

(2) 従業員：平成29年10月16日、24日、11月1日の3回に分けて事業所あてに郵送し、同年11月17日を返信投函締切りとした。

## 5 調査票の回収及び集計状況

調査票の回収状況は、事業所調査及び従業員調査別に以下のとおりであった。

	発送数	回収数	回収率
事業所調査	3,000	843	28.1%
従業員調査	1,533	491	32.0%

※調査票を回収した事業所のうち、パートタイマーを雇用しているのは537事業所(63.7%)

## 6 利用上の注意

### (1) 定義

本調査におけるパートタイマー及び他の就業形態の定義は以下のとおり。

#### (ア)パートタイマー

一般に、当該事業所での名称を問わず、正社員より一日の所定労働時間が短いか、一週の所定労働日数が少ない者をいうが、当該事業所でパートタイマーとして処遇されている者(いわゆるフルタイムパート等)を含む。

#### (イ)正社員

フルタイムで仕事に従事し、雇用期間を定められていない者。

#### (ウ)契約社員

フルタイムで仕事に従事し、期間の定めのある契約に基づき直接雇用されている者。

#### (エ)派遣労働者

労働者派遣法に基づき、派遣元事業所から派遣されている者。

### (2) 事業所調査における「パートタイマー比率別」

調査票問2の回答について、「パートタイマー(有期)」と「パートタイマー(無期)」の合計数を、全従業員数で除した結果得られたパーセンテージで集計したもの。

### (3) 利用上の注意

(ア) 図表中「n( )」の( )カッコ内を表す。

(イ) 集計表の数値は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、割合の合計が100%とならない場合がある。また、複数回答を可とした設問では、各選択肢ごとに回答者数(n)に対する割合を算出しているため、割合の合計が100%を超える場合がある。

(ウ) 概要及び報告書中に用いる「ポイント」とは、パーセントとパーセントとの差を表す。

(エ) 概要及び報告書中の図表の単位は、特に記載がある場合を除きパーセント(%)である。

(オ) 母数が10未満のものは、集計対象とはしたが、原則として分析の対象からは外した